

岡崎市は市民活動を応援します！

平成23年度 岡崎市民公益活動助成金 募集要項

岡崎市民公益活動助成金は、多くの市民サービスが提供される豊かな市民社会を築くために、市民活動団体が実施する公益的な活動に必要な経費の一部を助成する制度です。



受付期間

平成23年4月1日(金)~4月30日(土)
午後5時15分まで(水曜日は除く)

受付場所

岡崎市図書館交流プラザ
市民活動総合支援センター

平成23年4月

問合せ 岡崎市文化芸術部文化活動推進課
TEL 056 423 3175

目的

岡崎市民公益活動助成金は、岡崎市市民協働推進条例及び岡崎市市民協働推進条例施行規則の理念を踏まえ、多くの市民サービスが提供される豊かな市民社会を築くために、市民による不特定多数の利益の増進に寄与する活動及び社会貢献活動に要する経費の一部を予算の範囲内において助成することで、財政的支援の拡充を図り、市民活動団体の活動の支援及び促進を図ることを目的とします。

応募方法

市費補助金等交付申請書に次の関係書類を添えて、募集期間内に直接、市民活動総合支援センター（**図書館交流プラザ内**）へ持参してください。郵送での申請はできません。

- 事業計画書
- 収支予算書
- 市民活動団体調書
- 活動がわかるパンフレット・写真など（任意）
- その他市長が必要と認めるもの（会員名簿）

申請用紙の配布

申請用紙は以下のいずれかの方法により入手できます。

- 図書館交流プラザ市民活動総合支援センター、各地域交流センターにて配布
- 岡崎市図書館交流プラザホームページ（<http://www.libra.okazaki.aichi.jp/index.htm>）からダウンロード

助成対象団体

岡崎市に登録した市民活動団体

交付申請ができる事業

岡崎市の登録を受けた市民活動団体が、平成 23 年 4 月 1 日（金）～平成 24 年 3 月 31 日（土）までの期間に実施される事業が対象となりますが、次のいずれかに該当する事業は助成の対象となりません。

なお、1 団体につき 1 タイプまで申請できます。

- ・ 岡崎市から他の制度による助成金等を受けている事業
 - 主たる効果が市外で生じる事業
 - 営利を目的とする事業（利益、残余財産等を構成員に分配する事業）
 - 効果が特定の個人又は当該市民活動団体の構成員のみを対象とした事業
 - 第三者に全てを委託する事業
 - その他公序良俗に反する事業



国、県、市町村（岡崎市を除く）から、この助成金を受ける事業と同じ事業の補助金を受けた場合は、次ページの「助成金交付の対象となる事業」にある表に定めた対象経費から当該補助金を減じた額が助成対象経費となります。

助成金交付の対象となる事業

項 目	自立支援型	事業支援型
		市民活動を開始した団体が、自立を促進するための支援
助 成 金 額	助成金の交付額は、岡崎市市民協働推進委員会が審査した順位により 予算の範囲内で決定します。	
	事業対象経費から国、県、市町村（岡崎市を除く）による助成金を受けている額を引いた額の80%以内でかつ 5万円を上限（千円未満切り捨て）	事業対象経費から国、県、市町村（岡崎市を除く）による助成金を受けている額を引いた額の80%以内でかつ 30万円を上限（千円未満切り捨て）
予 算	予算の範囲内	
申請資格 交付回数 の 限度等	この助成金の交付を受けて3年未満の 団体 継承団体（実態として継続していると思われる団体名称の変更等）は通算して3年を限度	3年以上 （申請年度から過去3年度以上）の活動実績を有する団体 1団体3回を限度（平成22年度から） <u>例 平成23年度に申請する場合</u> 平成20年4月1日～平成21年3月31日の平成20年度までに設立された団体
対象経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 謝礼金等（講師、専門家、出演者等への謝礼） 2 旅費（交通費、通行料金、宿泊費等） 3 消耗品費（消耗品、材料、書籍等の購入費等） 4 印刷製本費（事業に係るチラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等） 5 通信運搬費（切手等の郵送経費、宅配料、振込手数料、各種保険料等） 6 委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用） 7 使用料・賃借料（会場使用料、車両・機器等の賃借料） 8 食糧費（事業に関わった専門家・講師等の食事・お茶代、無償ボランティアへの飲食代等） <p>9及び10については自立支援型のみ対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 9 報償費、旅費、通信運搬費の団体会員に対するもの 10 経常的な経費（団体運営に係る事務所等賃借料、光熱水費、謝礼、物品の取得2万円未満の机、椅子、プリンター機器等） 11 1から10以外の経費で対象と認める経費 	
対象外経費	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体の構成員の会合及び懇親会の食糧費 2 不動産・建物取得 3 領収書がないもの、用途不明なもの 4 物品の取得2万円以上のもの 5 慶弔費 6 申請書類提出及び公開審査会、事業成果報告会にかかる経費 7 1から6以外の経費で対象外と認める経費 	
備 考	<p>どちらのタイプも<u>単年度事業</u>の助成です。</p> <p>申請予算の経費費目毎の決算額は、予算の120%を超えることはできません。</p> <p>申請予算の経費費目流用は、原則として認められませんのでご注意ください。</p> <p>領収書が無く用途不明な経費は対象外となります。</p>	

助成事業の選考

助成事業の選考についてのスケジュールは以下のとおりです。

受付期間... 4月1日(金)~ 4月30日(土) 午後5時15分まで

書類審査会(一次審査)... 5月下旬~ 6月上旬を予定
各タイプそれぞれの審査基準に基づき点数により審査する書類審査です。
結果は、全ての申請団体に文書で連絡します。

公開プレゼンテーション審査会(二次審査)... 6月25日(土)
一次審査を通過した団体による公開プレゼンテーションを実施し、
事業の必要性をPRしていただきます。
公開プレゼンテーション実施後、公開による審査により予算の範囲内で
助成金交付団体を選定します。



選考方法

岡崎市市民協働推進委員会が書類審査会と公開プレゼンテーション審査会において審査し、その結果に基づき、市が決定します。

審査基準

書類審査会(一次審査)

【自立支援型】... 公益性、実現可能性、自立性・自主性、発展普及性

【事業支援型】... 公益性、実現可能性、先駆性、発展普及性、継続性

公開プレゼンテーション審査会(二次審査)

アピール性、実現可能性

補助金交付... 7月上旬を予定

交付が決定した団体に、概算で1/2の助成額を振り込みます。交付決定した団体は、団体の口座が必要です。

ただし、虚偽の申請、事業不履行、助成対象事業の変更には、助成金の全部または一部を返還していただきます。

実績報告について

助成金の交付を受け、事業が完了した団体は、市費補助金等実績報告書に次の関係書類を添えて、直接、市民活動総合支援センター 図書館交流プラザ内 に持参してください。

事業報告書

収支決算書

事業に支出した領収書(コピー)

活動がわかるパンフレット・写真など

その他市長が必要と認めるもの

実績報告の提出後、助成金額を確定し、残りの助成額を振り込みます。



事業成果報告会 交流会について

助成金の交付を受けた団体は、平成24年2~3月に予定する事業成果報告会で報告していただきます。報告いただいた内容については一般に公開します。

同時開催する交流会にもご出席いただきます。

申請に関するQ & A

Q 1 . 助成金の申請は郵送でも受け付けますか？

A 1 . 受け付けません。必ず、市民活動総合支援センターへ直接提出してください。

Q 2 . 翌年度にわたる事業または昨年度からの継続事業は対象になりますか？

A 2 . 年度を越えて実施される事業は申請できません。当助成金は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの期間に実施される事業を対象としています。

Q 3 . 交付決定の前に事業が完了している事業は対象になりますか？

A 3 . 助成対象期間の事業であれば対象となります。

Q 4 . 平成 20 年度以前に岡崎市市民活動団体助成金の交付を受けた場合は、自立支援型を申請できますか？

A 4 . できません。助成金の交付を受けて 3 年以上が経過しているため、申請する場合は事業支援型で申請してください。

Q 5 . 1 団体から 2 つ以上の事業を申請できますか？

A 5 . できません。1 団体が申請できるのは 1 事業のみです。また、構成員の過半数が重複している団体は同一団体とみなすため、1 事業を選定していただくことが必要となります。

Q 6 . 収支予算書及び収支決算書の収支の合計額は一致させる必要がありますか？

A 6 . あります。収入・支出の合計額は必ず一致させてください。

Q 7 . 領収書は全て必要ですか？

A 7 . 事業にかかった領収書 (団体名の入ったもの) は全て必要ですので大切に保管してください。領収書が発行されない経費については、支払証明書を作成してください。

Q 8 . 事業成果報告会は辞退できますか？

A 8 . できません。会員の方ならどなたでも結構ですので必ず出席してください。

問合せ先

文化活動推進課 (図書館交流プラザ内)

〒444 -005 9 岡崎市康生通西 4 丁目 71 番地
TEL 0564 -23 -3175 FAX 0564 -23 -3142
E-mail katsudo@city.okazaki.aichi.jp
URL <http://www.libra.okazaki.aichi.jp/index.htm>

